

奥州市

介護保険制度における住宅改修費の支給について

奥州市福祉部長寿社会課
(令和5年2月15日最終改訂)

目次

はじめに	2
1 制度の概要	3
2 対象要件	4
3 支給限度基準額	6
4 給付対象となる住宅改修の種類	9
5 支給申請手続き	13
6 事前申請（事前協議）書類の作成	
(1) 住宅改修が必要な理由書兼事前協議書	15
(2) 見積書（工事費内訳書）	18
(3) 改修前・改修後の図面（平面図等）	22
(4) 改修前の写真	24
(5) （器具の取付け等がある場合）カタログの写し	27
7 事後申請（支給申請）書類の作成	
(1) 介護保険居宅介護住宅改修費等支給申請書（住宅改修に関する承諾証明）	28
(2) 領収証	32
(3) 請求書（工事費内訳書）	33
(4) 改修後の写真	34
[参考] 高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業費補助金について	37

はじめに

この文書は、介護保険制度における住宅改修が適正かつ円滑に行われることを目的として作成しました。

熟読のうえ、内容を遵守していただき、手続きや書類作成を行ってください。

必要に応じて、書類の修正や追加書類の提出を求められますので予めご了承ください。修正等に応じていただかなければ住宅改修費の支給ができないことがありますので、ご注意ください。

なお、この文書の内容は奥州市における取扱いであり、他の保険者の取扱いとは異なる場合がありますのでご了承ください。

住宅改修の前に

●改修工事が必要なのか、困難な状況の解決方法はほかにはないか、十分に検証してください。

(例)

・被保険者の居室が2階にあるので、階段に手すりを設置し、1階と2階の行き来を安全にできるようにしたい。

→1階の部屋を居室にしている家族と部屋を交換して、被保険者が普段階段を使わないようにする。

・浴室の出入り口に段差があるので、浴室の床上げをして、転倒を予防したい。

→福祉用具購入の浴室内すのこを利用して、段差を小さくする。

●改修による不都合やトラブルが発生しないか、十分に検証してください。被保険者だけでなく、同居している家族のことも十分に考慮してください。

(例)

階段に手すりを設置したが、階段の有効幅が狭くなったことで、荷物の運搬が大変になった。

●相見積りをする（複数の事業者から見積りをもらう）ことで、同じ改修でも費用を安く済ませることができるかもしれません。特に規模や工事額が大きい場合はお勧めします。

この文書は、奥州市公式サイトに掲載しています。内容に改訂があれば随時更新しますのでご確認ください。

ホームページのアドレス <http://www.city.oshu.iwate.jp/>

サイト内検索で「住宅改修」等で検索してください。

1 制度の概要

要介護（要支援）状態になった被保険者の方が住み慣れた住宅で自立して生活できるように、手すりの取付け等の一定の住宅改修を市に必要と認められたうえで行ったときは、居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を受けることができます。

支給額は、改修にかかった費用の7～9割相当額で、支給限度基準額（20万円）の7～9割（14～18万円）が上限です。

支給を受けるためには、住宅改修が必要な理由を記載した書類や工事の見積書等を市に提出し、市から承認を受けたうえで改修に着工し、その後、改修費用の領収証等の書類を添えて支給の申請を行う必要があります。

【流れのイメージ】

① 住宅改修についてケアマネジャー等に相談

② 申請書類又は書類の一部提出・確認

- ・利用者は、住宅改修の支給申請書類の一部を市へ提出
- ・市は提出された書類等により、保険給付として適当な改修かどうか確認する。

（利用者の提出書類）

- 住宅改修が必要な理由書
- 工事費見積もり書
- 住宅改修後の完成予定の状態がわかるもの（写真・平面図等）

③ 施工 → 完成

④ 住宅改修費の支給申請・決定

- ・利用者は、工事終了後領収書等の費用発生の実状がわかる書類等を市へ提出し、「正式な支給申請」が行われる。
- ・市は、事前に提出された書類との確認、工事が行われたかどうかの確認を行い、当該住宅改修費の支給を必要と認めた場合、住宅改修費を支給する。

（利用者の提出書類）

- 支給申請書
- 住宅改修に要した費用に係る領収書
- 工事費内訳書
- 住宅改修の完成後の状態を確認できる書類（便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後それぞれの写真とし、原則として撮影日がわかるもの）
- 住宅の所有者の承諾書（住宅改修を行った住宅の所有者が当該利用者でない場合）

2 対象要件

支給を受けることができる方は、介護保険の要介護又は要支援の認定を受けている方で、その住所地（被保険者証に記載されている住所地）において在宅で生活をしている被保険者です。

また、改修が次の要件を全て満たしている必要があります。

(1) 手すりの取付け等の定められた種類の改修であること

支給対象となる改修の種類は、次のとおりと定められています。詳細は「4 支給対象となる住宅改修の種類（9ページ）」を参照してください。

- ・手すりの取付け
- ・段差の解消
- ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ・引き戸等への扉の取替え
- ・洋式便器等への便器の取替え
- ・その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修（付帯工事）

これらの種類に当てはまらない改修は、支給対象ではありません。

(2) 被保険者が現に居住する住宅について行われる改修であること

被保険者が現に居住する住宅とは、被保険者の住所地（被保険者証に記載されている住所地）にある住宅のことです。

(3) 被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して市が必要と認められた改修であること 被保険者や住宅の状況から市が必要と認め、市から事前に承認を受けた内容の改修を行う場合にのみ支給対象となります。

改修の種類に当てはまっても、市が必要と認めない部分については支給対象外です。例えば、被保険者の日常生活動線上にない部分への手すりの取付けや、通行するうえで特に支障のない通路面の舗装等は、被保険者にとって必要な改修とは認めません。また、老朽化したものを新しくしたり補強したりするための工事や、故障したものを修理又は新調するための工事は、支給対象とはなりません。

被保険者の現状に即した改修が支給対象となるので、将来を見越しての改修（今は歩行可能だが将来は車いすを使うようになるだろうからスロープを設置する等）は支給対象とはなりません。

市の承認を得ずに行った改修は、原則として支給対象となりません。ただし、やむを得ない事情がある場合（入院又は施設入所者が退院又は退所後の住宅での受け入れのため、あらかじめ住宅改修に着工する必要がある場合等、住宅改修を行おうとするときに事前申請を行うことが制度上困難な場合等）は、例外的に支給対象とされることがあります。

※留意事項

- 1 住宅の新築は、住宅改修とは認められないので住宅改修費の支給対象とはなりません。
また、増築の場合は、新たに居室を設ける場合等は住宅改修費の支給対象となりますが、廊下の拡幅にあわせて手すりを取り付ける場合、便所の拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り換える場合等は、それぞれ「手すりの取付け」、「洋式便器等への便器の取替え」に係る費用についてのみ住宅改修費の支給対象となり得ます。
- 2 奥州市外に所在する住宅の住宅改修費の支給を受けたい場合は、その住宅が所在する市町村の介護保険者にお問い合わせください。奥州市で手続きを行うことはできません。
- 3 事前協議で承認された内容に変更が生じる場合には、その変更内容がわかる書類を添付し、事前協議を再度行ってください。この協議を行わずに住宅改修に着工した場合には、その工事に係る費用の一部又は全部が保険給付の対象外となる場合があります。

3 支給限度基準額

居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給限度基準額は、1人につき20万円です。（平成12年2月10日厚生省告示第35号）

支給限度基準額の範囲内であれば、何度かに分けて利用することができます。支給限度基準額を超える工事をした場合、その超えた部分は全額自己負担となります。

なお、支給限度基準額については、次の2つの例外があります。（平成12年2月10日厚生省告示第39号）

●要介護等状態区分を基準として定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合の例外（3段階リセットの例外）

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として、「介護の必要の程度」の段階（下表参照）が3段階以上上がった場合は、再度支給限度基準額（20万円）までの住宅改修費の支給を受けることができます。なお、この例外は、1人の被保険者につき1回しか適用されません。

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2 又は 要介護1
第一段階	要支援1 又は 経過的要介護 旧要支援

具体的な適用のパターンは次の通りです。

初回の住宅改修着工日	→	再度の住宅改修着工日
要支援1 経過的要介護 旧要支援	→	要介護3 要介護4 要介護5
要支援2 要介護1	→	要介護4 要介護5
要介護2	→	要介護5

<例 1>

	初回	2回目	3回目
着工日の要介護等状態区分	要介護 1 (第二段階)	要介護 3 (第四段階)	要介護 4 (第五段階)
改修前の支給限度基準額残額	20万円	10万円	20万円にリセット
支給対象工事額	10万円	10万円	
改修後の支給限度基準額残額	10万円	0円	

初回着工日と比較して3回目着工日に「介護の必要の程度」の段階が3段階上がっている
るので、再度20万円まで支給を受けられる。

<例 2>

	初回	2回目	3回目
着工日の要介護等状態区分	要介護 3 (第四段階)	要介護 1 (第二段階)	要介護 4 (第五段階)
改修前の支給限度基準額残額	20万円	10万円	0円
支給対象工事額	10万円	10万円	
改修後の支給限度基準額残額	10万円	0円	

初回着工日と比較して3回目着工日に「介護の必要の程度」の段階が3段階上がって
ないので、リセットされない。(2回目と3回目を比較すると3段階上がっているが、あく
までも比較基準は初回なので、リセットされない。)

●転居した場合の例外（転居リセットの例外）

転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況とは関係なく、転居後の住宅について20万円を支給限度基準額として住宅改修費の支給を受けることができます。

この例外は、3段階リセットの例外に優先して適用されます。（3段階リセットの例外は、転居後の住宅のみに着目して適用されます。）

なお、転居前の住宅に再び転居した場合は、転居前の住宅に係る支給状況が復活します。

※住所地の住宅を建て替えても、転居リセットの例外は適用されません。

<例1>

	転居前住宅	転居後住宅	
	初回	2回目	3回目
着工日の 要介護等状態区分	要介護1 (第二段階)	要介護1 (第二段階)	要介護4 (第五段階)
改修前の 支給限度基準額残額	20万円	転居リセット 20万円	3段階リセット 20万円
支給対象工事額	15万円	20万円	
改修後の 支給限度基準額残額	5万円	0円	

転居したことにより、2回目は20万円まで支給を受けられる。

転居後の住宅について初めて住宅改修を着工した日（＝2回目の住宅改修着工日）と比較して3回目着工日に「介護の必要の程度」の段階が3段階上がっているため、再度20万円まで支給を受けられる。

<例2>

	転居前住宅	転居後住宅	転居前住宅に戻る	
	初回	2回目	3回目	4回目
着工日の 要介護等状態区分	要介護1 (第二段階)	要介護2 (第三段階)	要介護3 (第四段階)	要介護4 (第五段階)
改修前の 支給限度基準額残額	20万円	転居リセット 20万円	5万円に 復活	3段階リセット 20万円
支給対象工事額	15万円	20万円	5万円	
改修後の 支給限度基準額残額	5万円	0円	0円	

2回目は転居によりリセットされるが、その後に転居前の住宅に再び転居したことにより支給状況が復活する。転居前の住宅に着目して初回着工日と比較して4回目着工日に「介護の必要の程度」の段階が3段階上がっているため、再度20万円まで支給を受けられる。

4 支給対象となる住宅改修の種類

支給対象となる住宅改修の種類は、(1)手すりの取付け、(2)段差の解消、(3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、(4)引き戸等への扉の取替え、(5)洋式便器等への便器の取替え、(6)その他(1)～(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修(付帯工事)です。(平成11年3月31日厚生省告示第95号)

被保険者の資産形成につながらないように、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮して、手すりの取付け、床段差の解消等比較的小規模なものとされています。(平成12年3月8日老企第42号)

(1) 手すりの取付け

「手すりの取付け」とは、廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。

なお、福祉用具貸与の「手すり」に該当するものは除かれる。

取付け工事を行って固定するものが支給対象となります。取付け工事を伴わない手すりは、福祉用具貸与の手すりの対象となります。

跳ね上げ式(遮断機式)の手すりも、被保険者の心身や住宅の状況によっては支給対象になることがあります。

【付帯工事例】

手すりの取付けのための壁の下地補強

(2) 段差の解消

「段差の解消」とは、居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。

ただし、福祉用具貸与の「スロープ」又は福祉用具購入の「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれる。

また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により床段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。

浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために、行う浴槽の取替えも、段差の解消に含まれます。

取付け工事を伴わず固定しないスロープは、福祉用具貸与の支給対象となります。

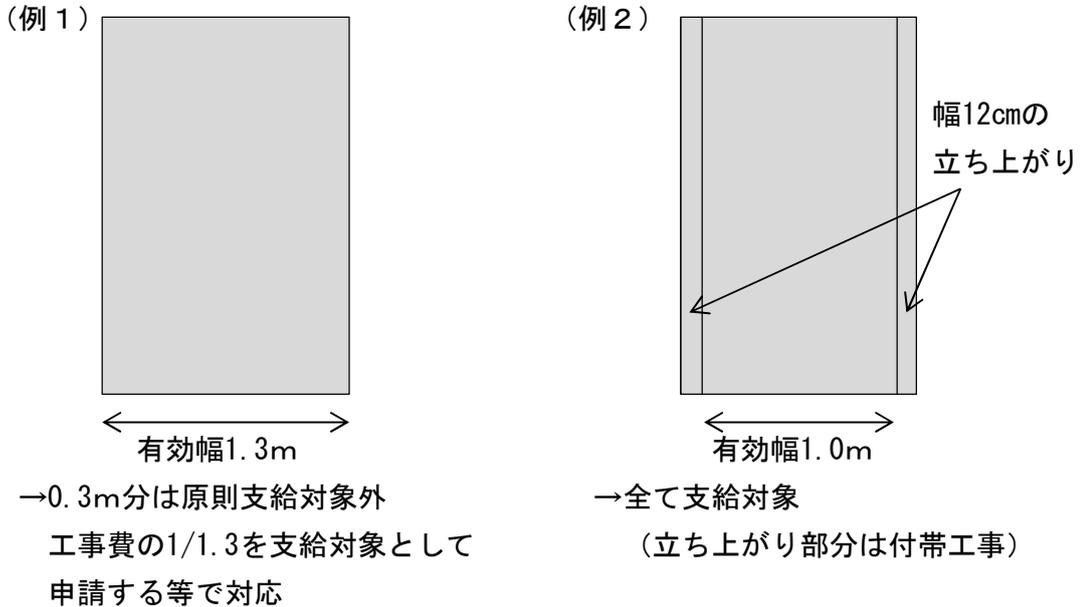
浴室内すのこの設置は、福祉用具購入の対象となります。すのこは適度に外して洗浄・乾燥を行い衛生状態を保つべきものであり、通常固定して使用するものではないので、固定したとしても住宅改修費の支給対象とはしません。

【付帯工事例】

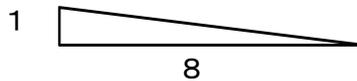
- ・浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事
- ・スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
- ・敷居を低く(撤去)する工事に伴ってできる隙間をなくすための扉の一部継ぎ足し
- ・トイレの床の段差解消に伴う既存の便器の脱着

※屋外スロープを設置する場合の注意点

●直線のスロープの場合、有効幅（内寸）が1mを超える部分については、原則として支給対象外とします。1mの幅員があれば車いすでの通行も十分に可能だと思われるからです。ただし、身体的又は構造的理由がある場合は1mを超える部分も支給対象とします。（住宅改修が必要な理由書にその理由が記載してある必要があります。）

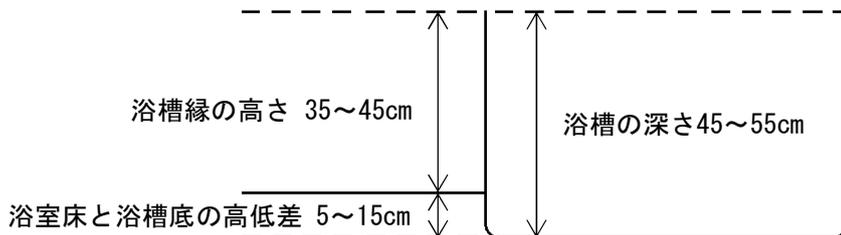


●被保険者や介護者にとって勾配が急であると思われる場合は、設置を承認しないことがあります。なお、勾配は、基本的に1/8（水平に8m進むと垂直に1m上がる）を超えないようにしてください。（建築基準法施行令第26条）



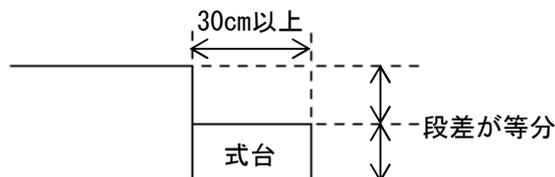
※浴槽を交換する場合の注意点

段差の解消として浴槽の交換が認められるのは、①浴室床と浴槽の底の高低差を適切にする場合、②浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切にする場合です。目安は次の通りです。



※式台を設置する場合の注意点

式台は、奥行きが30cm以上で、被保険者が安全に通行できる高さで段差がおおむね等分されるものとしてください。



(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」とは、具体的には、居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。

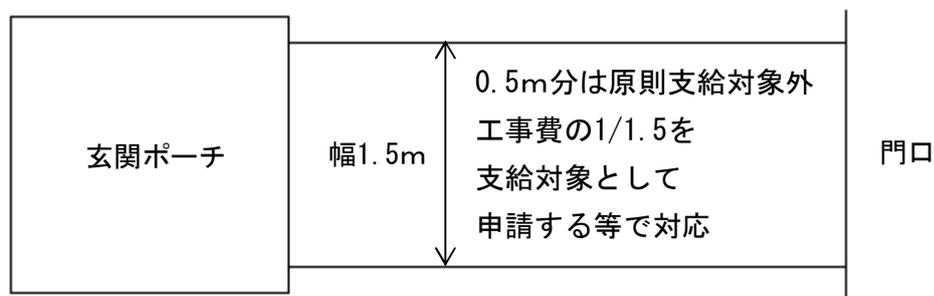
【付帯工事例】

- ・床材の変更のための下地の補修や根太の補強
- ・通路面の材料の変更のための路盤の整備

※通路面の材料の変更の注意点

通路面の材料の変更は、幅1mを超える部分については、原則として支給対象外とします。1mの幅員があれば車いすでの通行も十分に可能だと思われるからです。ただし、身体的又は構造的理由がある場合は1mを超える部分も支給対象とします。(住宅改修が必要な理由書にその理由が記載してある必要があります。)

(例)



(4) 引き戸等への扉の取替え

「引き戸等への扉の取替え」には、開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

引き戸等の新設により、扉位置の変更等に比べ費用が低廉に抑えられる場合に限り「引き戸等の新設」は「引き戸等への扉の取替え」に含まれ、給付対象となります。(平成21年4月10日老振発第0410001号)

【付帯工事例】

- ・扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事
- ・引き戸への扉の取替えに伴うコンセント又はスイッチの移設(配線部分は除く。)

※壁を撤去するだけの工事は支給対象ではありません。開き戸を引き戸に取り替えるにあたり必要最小限に壁を解体する等であれば、付帯工事になり得ます。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

「洋式便器等への便器の取替え」とは、和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合が一般的に想定される。

ただし、福祉用具購入の「腰掛便座」の設置は除かれる。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。

既存の便器を撤去せずに洋式便器を設置（増設）する場合は、便器の取替えではないので、支給対象とはなりません。

暖房、温水洗浄、便器自動洗浄等の機能追加が目的の便器の取替えは、支給対象外です。

補高便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）を用いて座面の高さを高くすることは、住宅改修ではなく、福祉用具購入の対象となります。被保険者の心身の状況に合わせて洋式便器をかさ上げる工事は、住宅改修費の支給対象となります。

【付帯工事例】

- ・ 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）
- ・ 便器の取替えに伴う床材の変更

※壁を撤去するだけの工事は支給対象ではありません。便器の位置や向きを変える必要があり、そのために壁を撤去せざるを得ない等であれば、付帯工事になり得ます。

(6) その他(1)～(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修（付帯工事）※一部再掲

その他(1)～(5)までに掲げる住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては、それぞれ以下のものが考えられる。

① 手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強

② 段差の解消

浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

③ 床又は通路面の材料の変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

④ 扉の取替え

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

⑤ 便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）、便器の取替えに伴う床材の変更

付帯工事として例示されている工事だけを行っても、支給対象にはなりません。例えば、もともとあるコンクリートスロープに転落防止のための柵を設置しても、支給は受けられません。

5 支給申請手続き

住宅改修費の支給を受けるまでの手続きの流れは次の通りです。

書類の詳細については「6 事前申請（事前協議）書類の作成（15ページ）」「7 事後申請（支給申請）書類の作成（28ページ）」を参照してください。

①被保険者が介護支援専門員（ケアマネジャー）等に改修について相談

「住宅改修が必要な理由書兼事前協議書」の作成依頼

②現地確認・工事業者の選定・見積依頼・書類の作成

ケアマネジャー（理由書作成者）・被保険者・家族・工事業者でよく打合せをして改修内容を決めてください。

複数の事業者に見積りを依頼し、比較することをお勧めします。

③事前申請（市へ事前協議）

次の書類を揃えて、市に事前協議を行います。市担当者に被保険者の身体状況や改修内容等を説明していただきます。予め市担当者との日時を調整してください。

- (1) 住宅改修が必要な理由書兼事前協議書
- (2) 見積書（工事費内訳書）
- (3) 改修前・改修後の図面（平面図等）
- (4) 改修前の写真
- (5) （器具の取付け等がある場合）カタログの写し

④承認通知

事前申請から1週間程度で被保険者に承認通知が送付されます。

⑤住宅改修工事の着工

工事の着工は、必ず承認通知が届いた後に行ってください。承認前に着工した改修には、原則支給できません。

なお、改修内容に変更が生じた場合は、必ず着工前に市担当者に相談してください。

⑥住宅改修工事の完了

⑦工事代金の支払い

⑧事後申請（市へ支給申請）

次の書類を揃えて、市に支給申請を行います。予め市担当者との日時を調整してください。

- (1) 介護保険居宅介護住宅改修費等支給申請書（住宅改修に関する承諾証明）
- (2) 領収証

必ず原本を提示していただきます。

原則として原本を提出していただきますが、被保険者が原本を必要とする場合、申請時に原本を提示し、写しをとったうえで返却することは可能です。原本を提示せず、写しのみ提出では受付できません。

- (3) 請求書（工事費内訳書）
- (4) 改修後の写真

⑨支給決定・支給決定額の振込

被保険者に決定通知が送付され、指定された口座に支給決定額が振り込まれます。

※留意事項

- 1 必要に応じて、前記以外の書類の提出を求められることがあります。また、書類だけでは判断が困難な場合や介護給付費適正化事業の一環等で、現地確認をすることがあります。
- 2 1つの住宅に複数の被保険者が居住する場合には、住宅改修費の支給限度額の管理は被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに住宅改修費の支給申請を行うことが可能です。

ただし、1つの住宅について同時に複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合は、当該住宅改修のうち、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行うものとなります。つまり、理由書や見積書等の書類は、その内容が重複しないように、被保険者ごとに作成することとなります。

したがって、例えば被保険者が2人いる場合において、各自の専用の居室の床材の変更を同時に行ったときは、各自が自らの居室に係る住宅改修費の支給申請を行うことが可能ですが、共用の居室について床材の変更を行ったときは、いずれか一方のみが支給申請を行うこととなります。

- 3 事前申請（協議）は、被保険者が入院（施設入所）中であつたり、介護認定申請中で認定をまだ受けていない状態であっても行うことは可能です。

ただし、事後（支給）申請は、それぞれ被保険者が退院（退所）して在宅生活になってから、要介護（要支援）認定を受けてからでないと行うことはできません。被保険者が退院（退所）せず死亡した場合、要介護（要支援）認定を受けられなかった場合は、住宅改修費の支給を受けることはできません。

- 4 市の承認を得ずに行った改修は、原則として支給対象となりません。ただし、やむを得ない事情がある場合（入院又は施設入所者が退院又は退所後の住宅での受け入れのため、あらかじめ住宅改修に着工する必要がある場合等、住宅改修を行おうとするときに事前申請を行うことが制度上困難な場合等）は、例外的に支給対象とされることがあります。

- 5 被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費のみが支給対象となります。この場合、材料の販売者が発行した領収証と、使用した材料の内訳を記載した書類を工事費内訳書として本人又は家族等が作成することとなります。

なお、この場合であっても、支給を受けるのに必要な書類に変わりはありません。

<基本情報>

●利用者情報

被保険者番号（10桁）、年齢、生年月日、性別、被保険者氏名、要介護認定、住所

●作成者情報

現地確認日（理由書作成者が現地確認を行った日）、作成日、所属事業所、（介護支援専門員でないとき）資格、氏名、連絡先（電話番号）

●改修業者名

●着工予定日…承認までの日数も見越して施工業者と予定日を決めて記載。

<総合的情報>

●利用者の身体状況

立ち上がりやバランス保持、移動状況・方法（伝い歩き、介助歩行、杖歩行、歩行器利用、車いす介助等）といった生活動作に関する身体状況を記述する。

屋外の改修をする場合は、屋外の移動方法も記述する。

リハビリの最中の場合、その状況も記述する。

要介護状態になるきっかけとなった出来事や疾患がある場合は、これらの記載もあるとよりわかりやすい。

●介護状況

各種介護サービスによる介護状況、家族による介護状況（見守り程度も含む）を記述する。

●住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか

利用者や家族が住宅改修によって現在の暮らしをどのように変えたいのか、あるいは継続していきたいのかを、専門職の判断も踏まえた上で、総合的に記述する。

具体的な改修方針や改修項目は、「P2」に記述する。

●福祉用具の利用状況と住宅改修後の想定

「改修前」には現在の福祉用具の利用状況、「改修後」には住宅改修後で想定される福祉用具の利用状況をチェックする。介護保険の福祉用具購入又は貸与に該当するかどうかは問わず、自費購入した杖等であってもチェックする。

※注 住宅改修による手すりやスロープの設置については、チェックしないこと。

<①改善をしようとしている生活動作>

●改善をしようとしている動作の項目についてチェックを付ける。今回改修の対象ではない動作の項目にはチェックを付けない。

●排泄、入浴、外出以外の活動（調理、洗濯等）については「その他の活動」の部分に記載する。

<②①の具体的な困難な状況>

●生活動作で困っていることや問題点について、被保険者の身体・動作状況、介護状況、住宅の状況を踏まえて具体的に記述する。誰にでもその状況が伝わるように記述する。

【悪い例】

「浴室につかまるところがなくて困っている。」

→ 身体・動作状況の記載がなく、入浴にあたって何が問題になっているのかわからない。

【良い例】

「下肢筋力の低下により足の上がりが悪くなったことにより、浴槽をまたぐときに浴槽の縁に足を引っ掛けてしばしば転倒しそうになり困っている。」

<③改修目的・期待効果>

- ①②の記述を踏まえて、改修目的の項目にチェックをする。当てはまるもの全てにチェックをする。
- 困難な状況を改善するために、どのような改修を行うのかを具体的に記述する。例えば、段差の解消であれば、「居室入り口の敷居を撤去して平らにする」「浴室の床を10cmかさ上げする」等のように記載する。
- 改修によりどのような効果があるのか具体的に記述する。

【悪い例】

「手すりを設置することで、安全に入浴できる。」

→ どこにどのような手すりを設置し、具体的にどのような効果が期待できるのかわからない。

【良い例】

「浴槽脇に縦手すりを1本設置することで、浴槽をまたぐ時の支えができ、転倒リスクが軽減され、安全に浴槽の出入りができる。」

<④改修項目（改修箇所）>

- 改修内容の項目（住宅改修の種類）をチェックし、内容を記述する。
- 単に部屋名を記載するだけでなく、例えば、手すりの取付けであれば、その位置・寸法・形状等具体的に記述する。（「便器横壁面に1mL字型1本」等）
- 「その他」の欄には、必要に応じて付帯工事を記述する。

(2) 見積書（工事費内訳書）

住宅改修費の支給対象となる費用の見積もりであって、その内訳が分かるよう、工事を行う箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものです。

工事全体の見積書で構いませんが、支給対象部分が分かるように記載してください。

原則として、部屋ごと・部分ごとに記載してください。

材料名などは専門用語を避け、だれにでもわかりやすい表記にしてください。

21ページに記載例がありますので、おおむねこのように記載してください。記載すべき事項やルールが守られていれば、独自様式でも構いません。

●宛名は、被保険者のフルネームとすること。姓のみは不可。また、家族の氏名は原則不可。工事代金支払後に発行する領収証の宛名は、見積書の宛名とすること。（領収証については32ページを参照）

●事業所の住所（所在地）、名称、代表者職氏名を記載し、社印又は代表者印を押印すること。

●材料費と施工費（工賃）を分けて記載すること。支給対象部分を材工一式で記載しているもの（「床貼り替え工事一式」等）は不可。

●材料については、どのような材料なのかがわかるように記載すること。メーカー名、素材、サイズ、型式、定価等を記載すること。単に「建材一式」のような記載は不可。

●数量と単位を明確に記載すること。「コンクリート 1式」等は不可。コンクリートであれば体積等を記載すること。

●支給対象部分と支給対象外部分の両方を含む項目がある場合は、支給対象部分の算出根拠を示すこと。支給対象額や算出根拠を示せない場合は、その全額を支給対象外とする。

例：手すりの取付けとして、浴室にシャワーフック付き手すりを取り付ける。

手すりの取付けとして、トイレに紙巻器付き手すりを取り付ける。

→シャワーフックや紙巻器としての機能があるので、全額を支給対象にはできず、手すりにかかる部分のみが支給対象となる。

●ユニットバスの設置により改修を行い、浴槽、床又は戸を支給対象とする場合は、必ず浴槽、床、戸ごとの材料費、施工費を示すこと。示せない場合、その部分の支給を受けることはできない。なお、施工費は部材ごとに分けられないが、材料費は部材ごとに分けて記載できる場合は、材料費のみを支給対象とすることができる。

また、メーカーが作成した見積書（必須）や介護保険住宅改修用の価格振り分け書（極力）も添付すること。

●支給対象となる工事の項目は、改修の種類ごとに必要な材料費、施工費、解体費、撤去費、それにかかる諸経費（現場管理費、書類作成費等は除く）及び消費税。

改修の種類ごとの具体例は次の通り。（付帯工事も含めて記載）

ア 手すりの取付け

手すり本体代、ジョイント・ブラケット等の取付け金具代、取付費

取付け箇所の壁の下地補強が必要な場合の下地補強材、補強工事費

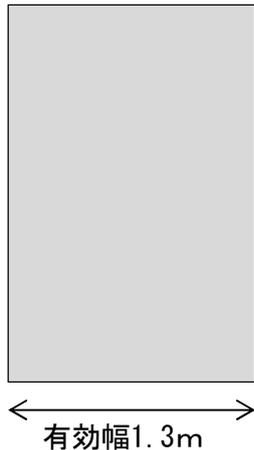
イ 段差の解消

既存床を解体して床の高さを変える場合の床解体費・撤去費、床材費、根太代、下地材代、施工費（断熱・吸音に関する経費は支給対象外）

既存床の上に床材を重ね張りする場合の床材費、下地合板代、施工費
 浴槽を交換する場合の既存浴槽解体費・撤去費、浴槽本体代（浴槽のふた等は支給対象外）、浴槽設置費、給排水工事費

コンクリートスロープを設置する場合のコンクリート代、砕石代、ワイヤーメッシュ代、型枠代、施工費（直線のスロープの場合、有効幅（内寸）が1mを超える部分については原則として支給対象外とする。身体的又は構造的理由がある場合はこの限りでない。）

（例1）

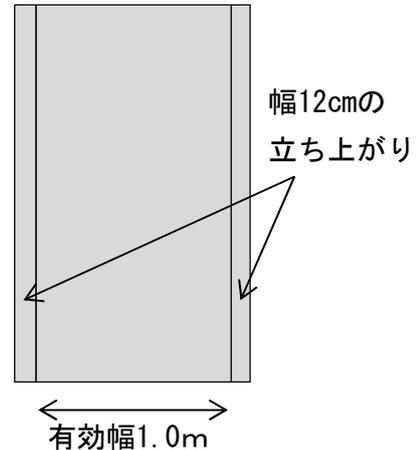


→0.3m分は原則支給対象外

工事費の1/1.3を支給対象部分として

見積書に記載する等に対応

（例2）



→全て支給対象

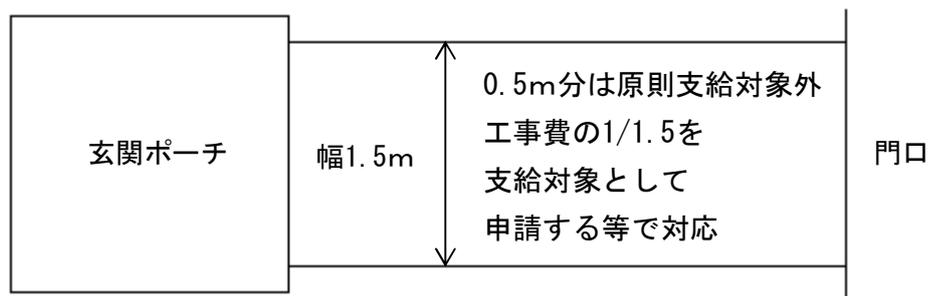
（立ち上がり部分は付帯工事）

ウ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

既存床解体費・撤去費、床材費、根太代、施工費

既存通路面の解体費・撤去費、通路材費、施工費、路盤整備費（幅1mを超える部分については、原則として支給対象外とする。身体的又は構造的理由がある場合はこの限りでない。）

（例）



エ 引き戸等への扉の取替え

既存の扉の撤去費、扉代、レール代、戸車代、施工費

柱・壁の補修が必要な場合の材料代、施工費

スイッチやコンセントを移設する必要がある場合の取り外し・取付費（配線部分は支給対象外）

オ 洋式便器等への便器の取替え

既存便器の解体・撤去費、洋式便器代、取付費、もともと（簡易）水洗式である場

合の給排水工事費（非水洗式から（簡易）水洗式にする場合の給排水に関する経費は支給対象外）

既存洋式便器のかさ上げをする場合のかさ上げ材費、施工費

●次の経費は一律支給対象外とするので、支給対象部分に含めないこと。特にも諸経費の中にこれらの経費を含めている場合は注意すること。

現場管理費、養生費、清掃費、資材運搬費、移動費、測量費、写真撮影・現像代、各種書類作成費、各種保険料、仮設工事費、電気工事費、断熱材費、印紙代、その他役所等への届出に係る費用

●値引きがある場合、支給対象額にかかる額を算出して記載すること。

工事額総合計の端数を値引きしたり、一定の割合で値引きをする場合、値引き前支給対象額／値引き前工事額総合計で案分する等により算出すること。

例：工事額合計123,456円（うち支給対象工事額110,000円）のうち、千円未満の456円を値引きして123,000円にする場合

支給対象額に係る値引き額 $110,000 \div 123,456 \times 456円 = 406円$

●見積有効期限が過ぎているものの提出は不可。

●引き戸等の新設を行う場合は、新設の方が取替えより低廉であることがわかるように、扉の取替えを行った場合の見積書も必要。

記載例

平成28年1月31日

住宅改修工事見積書(工事費内訳書)

奥州 太郎 様

住所(所在地): 奥州市江刺区大通り1番8号

名称: 株式会社〇〇建設

代表者職氏名: 代表取締役 前沢 一郎

電話番号: 0197-35-2111

担当者: 胆沢 二郎



施工場所: 奥州市水沢区大手町一丁目1番地

金額: ¥118,800

うち介護保険支給対象部分: ¥97,200

部屋名	改修部分	改修の名称	改修内容(仕様)	数量(A)	単価(B)	金額(A×B)	支給対象部分		住宅改修の種類	算出根拠 (定価・掂分比率等)
							数量	金額		
玄関	壁	手すり	タモ集成材 丸棒 φ32mm L=500mm I型	1本	〇〇	△△	1本	〇〇	(1)	定価2,000円×75%
			エンドブラケット	2個	〇〇	△△	2個	〇〇	(1)	
			取付費	0.5人	〇〇	△△	0.5人	〇〇	(1)	
			小計			△△				
寝室	床	床・敷居解体撤去 バリアフリーレール 床下げ・床材変更	1000×120mm	9.93㎡	〇〇	△△	9.93㎡	〇〇	(2)(3)	
			フローリング 2000×105×15mm	1本	〇〇	△△	1本	〇〇	(2)(3)	
			根本 3000×45×45mm	9.93㎡	〇〇	△△	9.93㎡	〇〇	(2)(3)	
			下地合板 2730×910×30mm	12本	〇〇	△△	12本	〇〇	(2)(3)	
			施工費	4枚	〇〇	△△	4枚	〇〇	(2)(3)	
			施工費	2人	〇〇	△△	2人	〇〇	(2)(3)	
片引き戸	戸車	下部継ぎ足し	バリアフリーレール用	2個	〇〇	△△	2個	〇〇	(6)②	
			戸車取付費	1式	〇〇	△△	1式	〇〇	(6)②	
			木材 900×30×30mm	1枚	〇〇	△△	1枚	〇〇	(6)②	
			施工費	1式	〇〇	△△	1式	〇〇	(6)②	
			小計			△△				
			小計			100,000				
			諸経費	10%		10,000				
			合計			110,000				
			消費税	8%		8,800				
			総合計			118,800				

※「住宅改修の種類」には、(1)手すりの取付け、(2)段差の解消、(3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、(4)引き戸等への扉の取替え、(5)洋式便器等への便器の取替え、(6)付帯工事①手すりの取付け②段差の解消③床又は通路面の材料の変更④扉の取替え⑤便器の取替えを記入してください。

(3) 改修前・改修後の図面（平面図等）

改修前と改修後の予定の状態を図で示したものです。

●家屋全体（改修を行う階層）の平面図を作成し、必要に応じて拡大図、立面図、断面図等を添付する。

●本人の日常生活動線がわかるようにすること。改修を行う箇所のみ（トイレのみ、浴室のみ等）の平面図では不可。

●改修箇所や改修内容がわかるように記載すること。

●段差の解消や床又は通路面の材料の変更等で、床又は通路面の改修を行う場合、改修規模（面積等）がわかるように寸法を記載すること。

●改修の種類ごとの注意点は次の通り。

ア 手すりの取付け

縦、横、L型等の取付け形状や長さを示すこと。

イ 段差の解消

改修前の図面には、どの部分にどのくらいの高さ（何mm）の段差があるのか記載すること。

改修後の図面には、どのようにして段差を解消するのか（敷居の撤去、床上げ等）、段差の高さはどうなるのか（±0等）を記載すること。

スロープを設置する場合、その幅（外寸・内寸（有効幅））・長さ・高さ・傾斜等形状がわかるように、寸法入りの立面図や断面図等も併せて作成すること。

浴槽の取替えを行う場合、設置する浴槽の外側の高さ・内側の深さ等がわかる断面図等も提出すること。

ウ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

床材・通路材を記載すること。

エ 引き戸等への扉の取替え

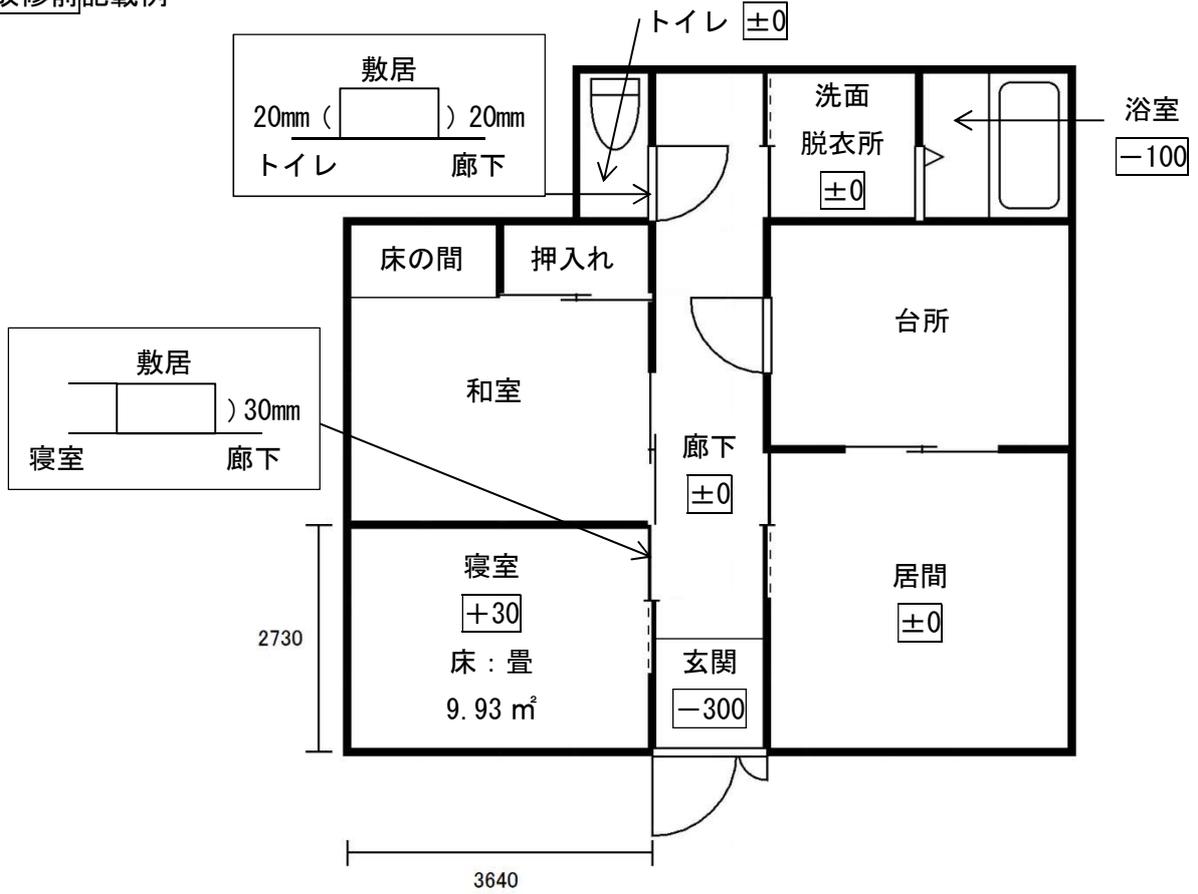
扉の種類（「開き戸」「片引き戸」「折戸」等）を記載すること。

オ 洋式便器等への便器の取替え

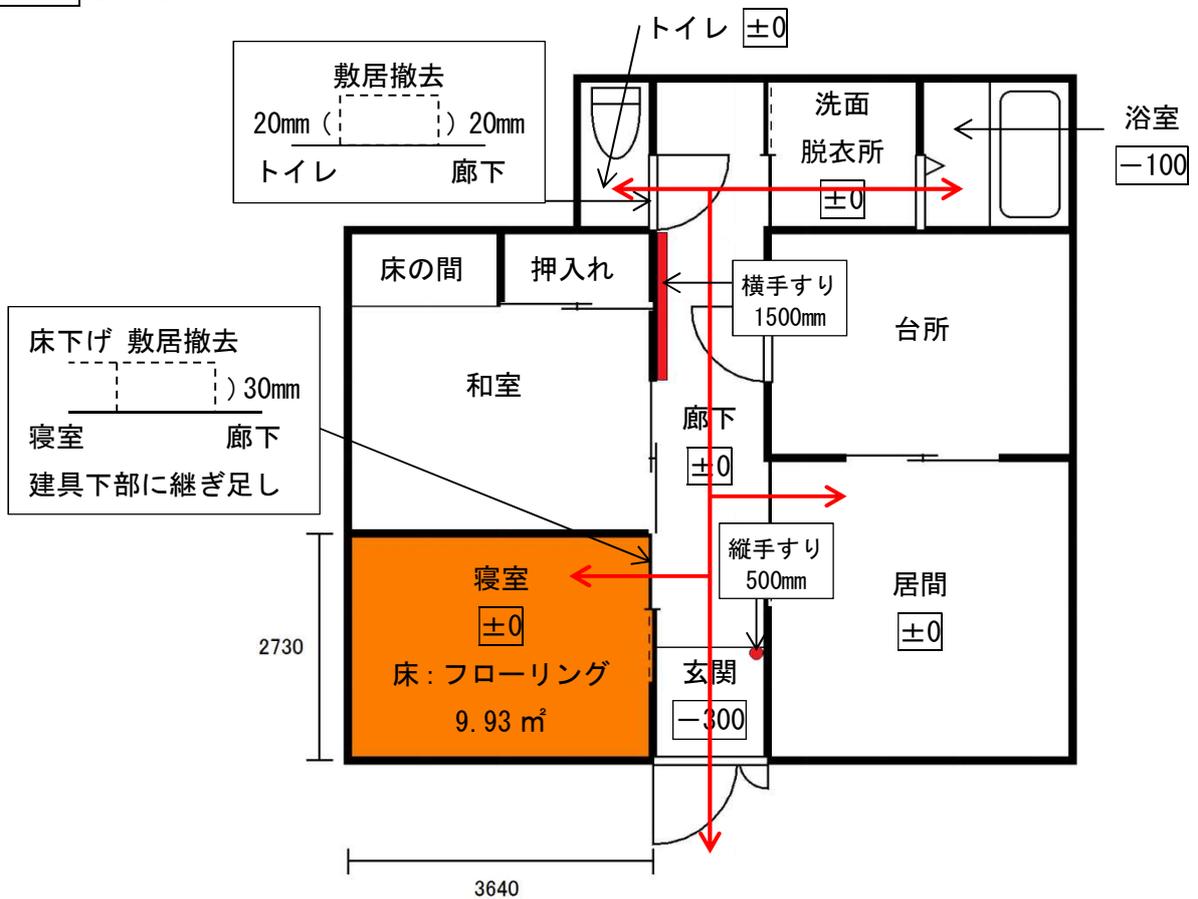
便器の種類（「和式便器」「洋式便器」等）を記載すること。

便器の高さを調整する場合は、床から便座までの高さを記載すること。

改修前記載例



改修後記載例



(4) 改修前の写真

改修する箇所や困難な状況の原因となっている箇所の現況がわかるように写真を作成します。

- 写真には、撮影した日付を入れること。カメラに日付機能がない場合、撮影日を記載した黑板や紙等を写し込んで撮影すること。その際、写すべき箇所が隠れないように注意すること。欄外に撮影日が記載されているもの、写真に撮影日を書いたもの等は不可。
- 改修箇所全体が写るように、改修前と改修後、同じアングルから撮影すること。改修箇所が1枚の写真で収まらない場合は、複数枚に分かれていても構わない。
- 付帯工事がある場合は、その工事箇所の写真も必要。(給排水工事等の分は不要)
- 改修する箇所を朱書き等で示すこと。
- ぶれている、ピントが合っていない、暗過ぎる、明る過ぎる、遠過ぎる、近過ぎる等で撮影すべき箇所がはっきりと見えないものは、撮り直すこと。
- 以下は改修の種類ごとの注意点。

ア 手すりの取付け

単に手すりの取付け箇所だけを写した写真ではなく、取付け箇所の近辺の状況もわかる写真とすること。例えば、手すりを取り付ける原因が玄関框等の段差の場合はその段差がわかる写真、トイレ内の壁への手すりの取付けの場合は便器や出入口との位置関係がわかるような写真(≒トイレの全体像がわかる写真)も提出すること。

イ 段差の解消

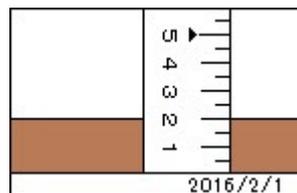
段差が見える方向(床面の低い方向)から、メジャーやスケールを床面(底面)から垂直にあてていることがわかり、測定値がわかる写真を提出すること。段差の全体像がわかる引きの写真と、測定値がわかるアップの写真の2枚が理想的。

敷居を低くする(撤去する)場合は、敷居全体の写真と、敷居の両側(前後)の高さを測定した写真を提出すること。付帯工事(建具下部への継ぎ足し等)がある場合は、その工事箇所の写真も必要。

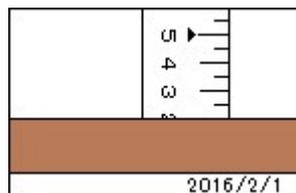
床上げ又は床下げを行う場合、改修する床面全体を撮影すること。

浴槽を取り替える場合は、浴槽の全体像がわかる写真と、浴槽の外側の高さと同側の深さを測定した写真を提出すること。浴室床面・浴槽底面からメジャーやスケール等を垂直にあてていることがわかり、測定値がわかる写真にすること。

(良い例)



(悪い例：底面から正確に測定されているかわからない)



ウ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

改修する床面全体を撮影。1枚の写真で収まらない場合は、複数枚に分かれていても構わない。

現状の床の材料がわかるように、カーペットやござ等の敷物を敷いている場合は、敷物を外して撮影すること。敷物の一部をめぐって床を撮ったものでは不可。敷物に限らず、家具や荷物等で床が見えない場合も同様。

エ 引き戸等への扉の取替え

扉が全て写るように撮影すること。1枚の写真で収まらない場合は、複数枚に分かれていても構わない。

引き戸への取替えに伴うコンセントやスイッチの移設工事を付帯工事とする場合は、現在の設置位置と移設位置がわかる写真を添付すること。アップにしすぎて、設置位置が部屋の中のどこかわからない写真にならないよう注意すること。

オ 洋式便器等への便器の取替え

便器全体が写った写真とすること。写っていない部分がある場合は不可。

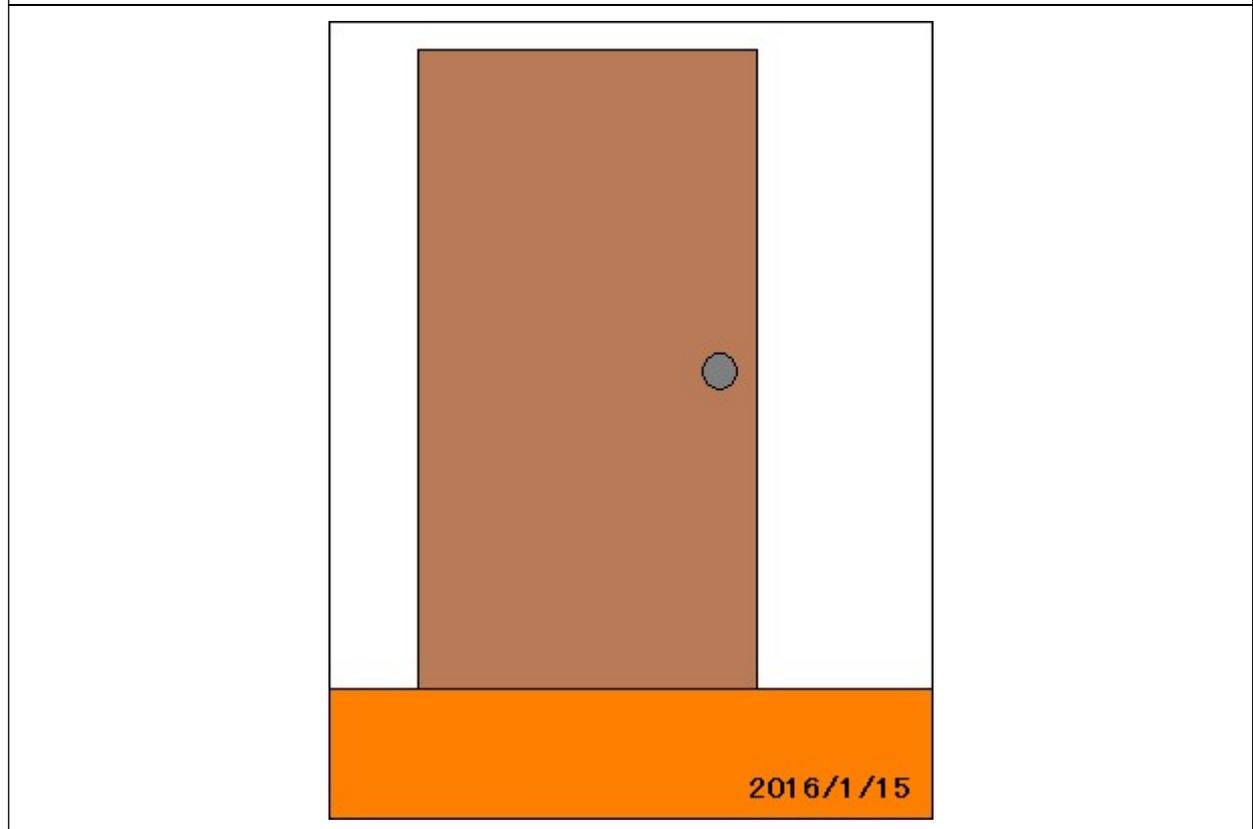
補高便座等のかぶせものがある場合は、外して撮影すること。

便器の高さを調整する場合は、便器の高さを測定した写真が必要。

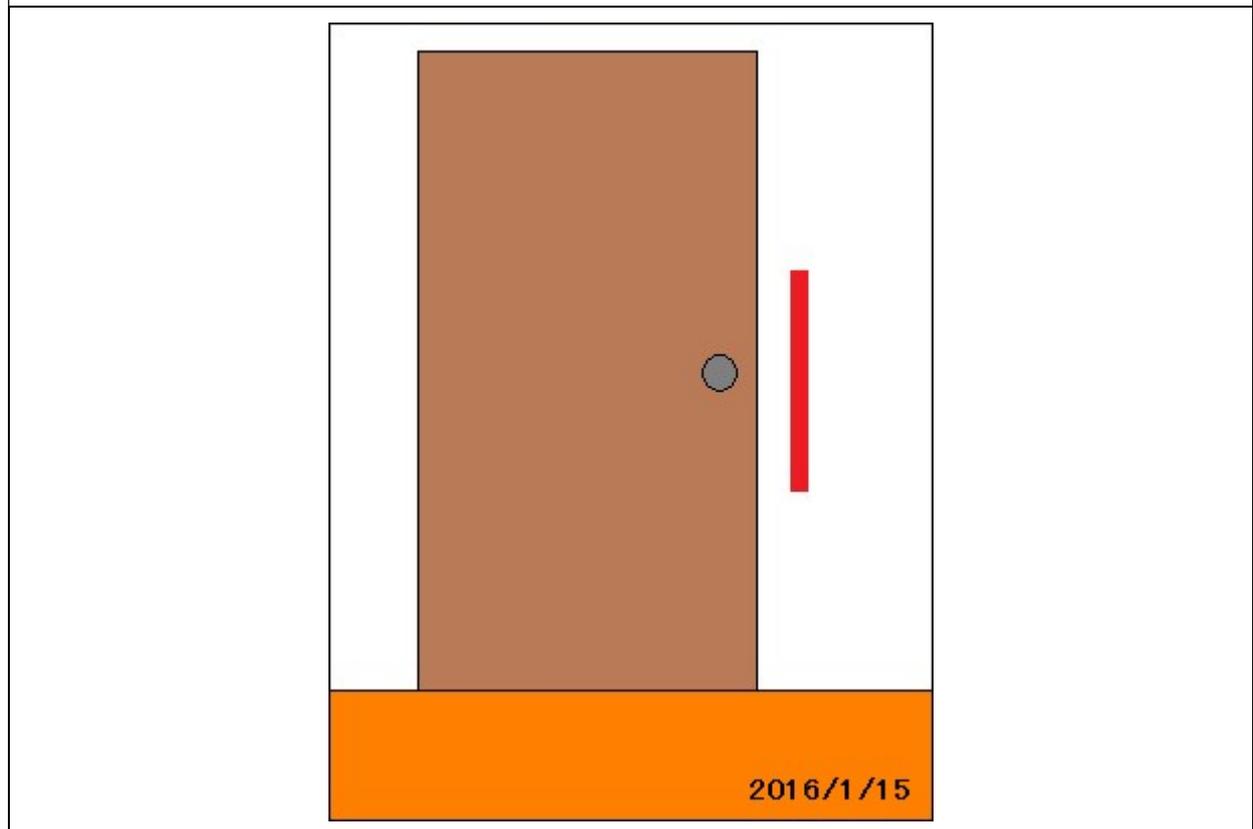
写真例

被保険者氏名	奥州 太郎 様	No. 1
改修の種類	手すりの取付け	改修箇所 トイレ入り口

改修前



改修後予定



(5) (器具の取付け等がある場合) カタログの写し

便器、浴槽、既製品の式台やスロープ等を取り付ける場合は、そのカタログの写しを提出していただきます。

形状等の仕様がわかり、その定価が記載されている部分の写しが必要です。寸法や定価をカタログに手書き等で記載したものでは認めません。

また、ユニットバスを設置する場合についても同様です。

7 事後申請（支給申請）書類の作成

(1) 介護保険居宅介護住宅改修費等支給申請書（住宅改修に関する承諾証明）

申請書は両面あります。裏面の記載漏れに注意してください。

(表)

介護保険居宅介護住宅改修費等支給申請書

(居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の支給の申請用)

フリガナ				被保険者番号															
被保険者氏名				個人番号															
生年月日	年 月 日			性別	男 ・ 女														
住所	〒																		
	電話番号																		
住宅の所有者	本人との関係 ()																		
改修の内容等	裏面のとおり																		
業者名																			
着工日	年 月 日			完成日	年 月 日														
改修費用	円																		
<p>奥州市長 宛</p> <p>上記のとおり関係書類を添えて居宅介護住宅改修費等の支給を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 住所</p> <p>電話番号</p> <p>氏名</p>																			

注1 領収証、介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類及び完成後の状態が確認できる書類等を添付すること。

2 改修を行った住宅の所有者が被保険者と異なる場合は、その所有者の承諾書も添付すること。ただし、その所有者が申請書の裏面に承諾する旨の証明をしたときは、添付不要のこと。

口座振替 依頼欄	銀行 金庫 組合		本店 支店 出張所		預金 名義人	フリガナ												
	金融機関コード		店舗コード			預金の種目				口座番号								
					普通・当座													
受領委任欄	この申請による支給金の受領を上記の名義人_____に委任します。				委任者	㊟												

(表)

<申請事項欄>

- 被保険者氏名…被保険者の氏名を記載します。
フリガナは、フルネームをカタカナで記載します。
- 被保険者番号…介護保険被保険者証の被保険者番号を記載します。(10桁)
- 個人番号…被保険者の個人番号(マイナンバー)を記載します。(12桁)
申請者が個人番号がわからず記載が難しい場合等は未記載でも構いません。
- 生年月日…被保険者の生年月日を記載します。
- 性別…被保険者の性別を○で囲みます。
- 住所…被保険者番号の住所を記載します。郵便番号と電話番号も記載します。
- 住宅の所有者…改修した住宅の所有者の氏名と、被保険者との関係を「本人との関係」欄に記載します。所有者が被保険者本人の場合でも氏名を記載し、「本人との関係」欄には「本人」と記載します。
住宅の所有者が被保険者(申請者)本人ではない場合や所有権が共有の場合は、裏面の承諾証明書への記載が必要です。
- 業者名…改修工事の施工業者名を記載します。
- 着工日…住宅改修の着工日(工事が始まった日)を記載します。
- 完成日…住宅改修が完了した日(工事が終わった日)を記載します。
- 改修費用…住宅改修にかかった費用を記載します。工事全体の費用ではなく、支給対象額を記載します。
- 日付…申請年月日を記載します。申請書の記載日又は提出日を記載してください。
- 申請者住所・電話番号・氏名・印…申請者の住所・電話番号・氏名を記載し、押印します。なお、申請者は被保険者本人としてください。
(被保険者が死亡している場合を除く。)

<口座振替依頼欄>

基本的には申請者名義の口座としてください。申請者以外の名義の口座とする場合は、受領委任欄の記入も必要です。

通帳を見ながら記載してください。

- 金融機関…振込先口座の金融機関の名称及び金融機関コード、店舗名及び店舗コードを記載します。店舗欄には取引店を記載してください。(通帳発行店ではありません。)
- 預金名義人…振込先口座の名義人氏名とフリガナを記載します。
- 預金の種目…該当する種目を○で囲みます。
- 口座番号…振込先の口座番号を記載します。(7桁)

<受領委任欄>

口座名義人が申請者本人ではない場合に記載します。

- 預金名義人…口座振替依頼欄に記載した預金名義人氏名を記載します。
- 委任者…申請者氏名を記載し、押印します。

(裏)

改修の内容等

改修の内容	
改修の箇所	
改修の規模	

備考 改修の内容等を示す別の書面がある場合は、上記の該当する欄に「別紙のとおり」と記入し、当該別に示す書面を添付することとして差し支えないこと。

住宅改修に関する承諾証明	
奥州市長 宛	
この申請書に記載された住宅の改修に関し、この被保険者が当該改修を行うことについて承諾したことを証明します。	
年 月 日	
住宅の所有者	
住所（所在地）
	電話番号
氏名（名 称）
⑩	

(裏)

<改修の内容等>

工事費内訳書を添付するので、全項目に「別紙のとおり」と記載します。

なお、記載するならば、「改修の内容」には改修の種類、「改修の個所」には部屋名と改修部位、「改修の規模」には数量・長さ・面積等を記載すること。

<住宅改修に関する承諾証明>

住宅の所有者が被保険者（申請者）本人ではない場合に記載します。

所有権が共有の場合は、共有者全員分の承諾証明が必要です。被保険者（申請者）が共有者のうちの1人であっても、他の共有者の承諾証明が必要です。

- 日付…承諾証明日を記載します。承諾証明の記載日を記載してください。
- 住所（所在地）…住宅の所有者の住所を記載します。（法人の場合は所在地）
- 電話番号…住宅の所有者の電話番号を記載します。
- 氏名（名称）…住宅の所有者の氏名を記載します。（法人の場合は名称）
- 印…住宅の所有者の印鑑を押印します。

◎住宅の所有者が死亡している場合、その相続人の承諾証明が必要です。

※訂正箇所がある場合は、必ず訂正印を押印してください。修正液や修正テープは使用しないでください。

(2) 領収証

工事費用の支払いを証明する書類です。

住宅改修費の支給対象とならない工事等費用を含めた工事全体の金額が記載されたもので構いませんが、(3)請求書(工事費内訳書)で支給対象部分ができるように明示する必要があります。

支給申請の際は、必ず原本を提示していただきます。原本を提示せずに写しのみの提出では受付できません。

- 領収年月日は、完成日以降の日付とすること。
- 宛名は、被保険者本人のフルネーム(見積書と同じ宛名)を記載すること。姓のみは不可。
- 金額は、請求書(工事費内訳書)((3)参照)と同額であること。
- ただし書き等で、住宅改修の工事代金であることを記載すること。
- 施工業者の社印又は代表者印を押印すること。また、極力代表者の役職と氏名も記載すること。
- 金額に応じて収入印紙を貼ること。(収入印紙が貼られていなくても領収証としては有効だが、印紙税法には違反する。)
- 誤りがある場合は、基本的に作り直すこと。なお、宛名や金額が訂正された領収証は、一切認めない。

記載例	領収証
	平成28年 2月20日
奥州 太郎 様	<u>金額 118,800円</u> 但し住宅改修工事代として
収入 印紙	奥州市江刺区大通り1番8号 株式会社〇〇建設 代表取締役 前沢 一郎
	

(3) 請求書（工事費内訳書）

施工した工事の内訳を示した書類で、住宅改修費の支給対象となる費用を明示したものと
なります。なお、必ずしも「請求書」という名称の書類である必要はありません。

●日付は、完成日以降の日付とする。

●その他は「6(2) 見積書（工事費内訳書）」と同様。（18ページ）

※「住宅改修に要した費用に係る領収証」には、工事費内訳書も添付する。（平成12年3月8日老企
第42号）

(4) 改修後の写真

どのような改修が行われたのかがわかる写真を作成します。改修前の写真と併せて提出していただくとわかりやすいので助かります。

- 写真には、撮影した日付を入れること。カメラに日付機能がない場合、撮影日を記載した黒板や紙等を写し込んで撮影すること。その際、写すべき箇所が隠れないように注意すること。欄外に撮影日が記載されているもの、写真に撮影日を書いたもの等は不可。
- 改修箇所全体が写るように、改修前と同じアングルから撮影すること。改修箇所が1枚の写真で収まらない場合は、複数枚に分かれていても構わない。
- 付帯工事がある場合は、その工事箇所の写真も必要。(給排水工事等の分は不要)
- ぶれている、ピントが合っていない、暗過ぎる、明る過ぎる、遠過ぎる、近過ぎる等で撮影すべき箇所がはっきりと見えないものは、撮り直すこと。
- 以下は改修の種類ごとの注意点。

ア 手すりの取付け

取り付けた手すりや金具等が全て確認できる写真とすること。写っていない部分がある場合は不可。

取付け箇所をアップにして撮ったものだけではどこに取り付けた手すりかわからないので、取付け箇所の近辺の状況もわかる写真とすること。

跳ね上げ式(遮断機式)の手すりを取り付けた場合、手すりが下りた状態の写真と上がった状態の写真を提出すること。

イ 段差の解消

段差を無くした(±0にした)場合、そのことがわかるような写真にすること。(例えば、メジャーやスケールを床面(底面)から垂直にあてて測定値が0であることがわかる写真、真っ直ぐな棒などを床に置いて撮った写真等)。

段差を小さくした場合、段差が見える方向から、メジャーやスケールを床面(底面)から垂直にあてていることがわかり、測定値がわかる写真を提出すること。引きの写真と測定値がわかるアップの写真の2枚が理想的。

敷居を撤去した場合、敷居があった部分の写真と、段差がなくなったことがわかる写真を提出すること。付帯工事(建具下部への継ぎ足し等)がある場合は、その工事箇所の写真も必要。

浴槽を取り替えた場合、浴槽の全体像がわかる写真と、浴槽の外側の高さと同側の深さを測定した写真を提出すること。浴室床面・浴槽底面からメジャーやスケール等を垂直にあてていることがわかり、測定値がわかる写真にすること。

床上げ又は床下げを行った場合、改修した床面全体を撮影すること。

スロープや式台を設置した場合、その長さ・幅・高さを測定した写真を提出すること。既製品又は作成した器具を設置した場合は、その固定状態がわかる写真(固定金具を写した写真等)が必要。

ウ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

改修した床面全体を撮影。1枚の写真で収まらない場合は、複数枚に分かれていても構わない。

新しい床の材料がわかるように、カーペットやござ等の敷物を敷いている場合は、

敷物を外して撮影。敷物の一部をめくって床を撮ったものでは不可。敷物に限らず、家具や荷物等で床が見えない場合も同様。

エ 引き戸等への扉の取替え

扉が全て写るように撮影すること。1枚の写真で収まらない場合は、複数枚に分かれていても構わない。

引き戸への取替えに伴うコンセントやスイッチの移設工事を付帯工事とする場合は、移設位置がわかる写真を添付すること。アップにしすぎて、位置が部屋の中のどこかわからない写真にならないよう注意すること。

オ 洋式便器等への便器の取替え

便器全体が写った写真とすること。写っていない部分がある場合は不可。

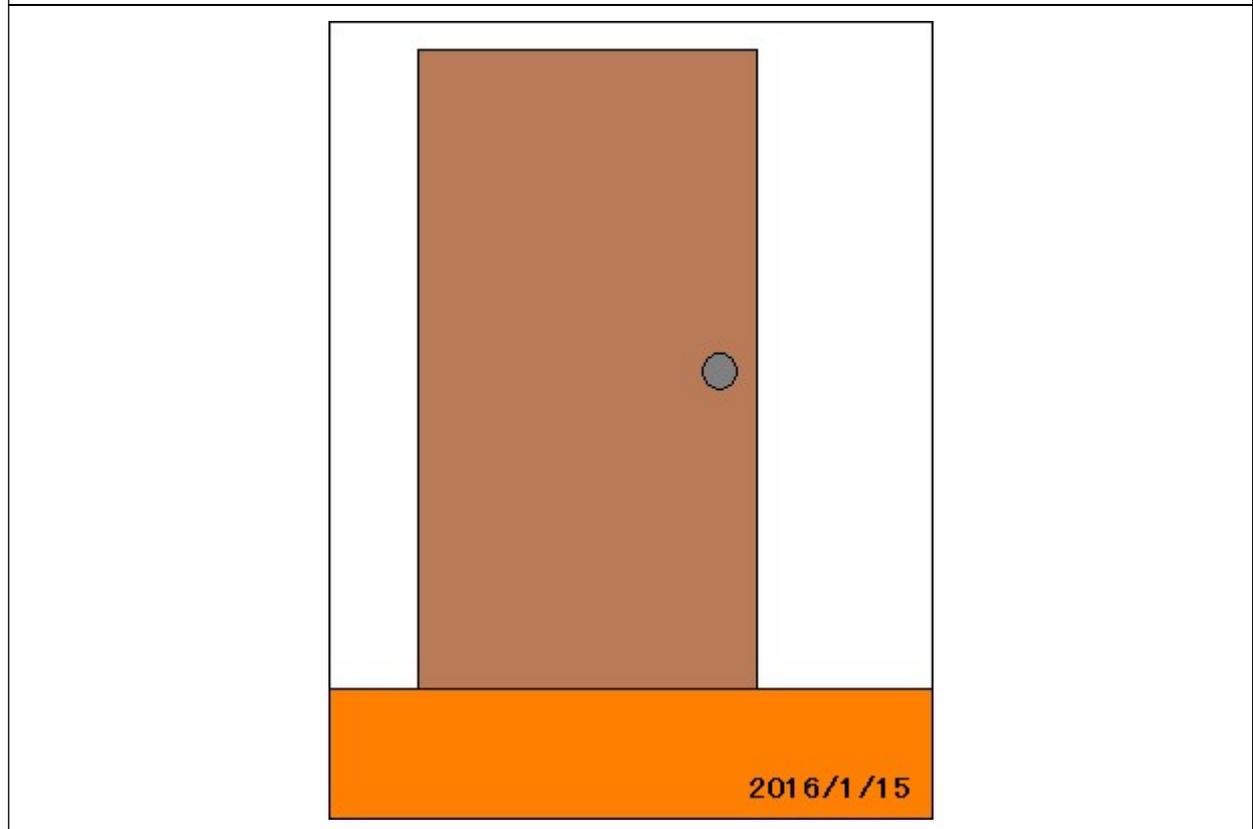
補高便座等のかぶせものがある場合は、外して撮影すること。

便器の高さを調整した場合は、便器の高さを測定した写真が必要。

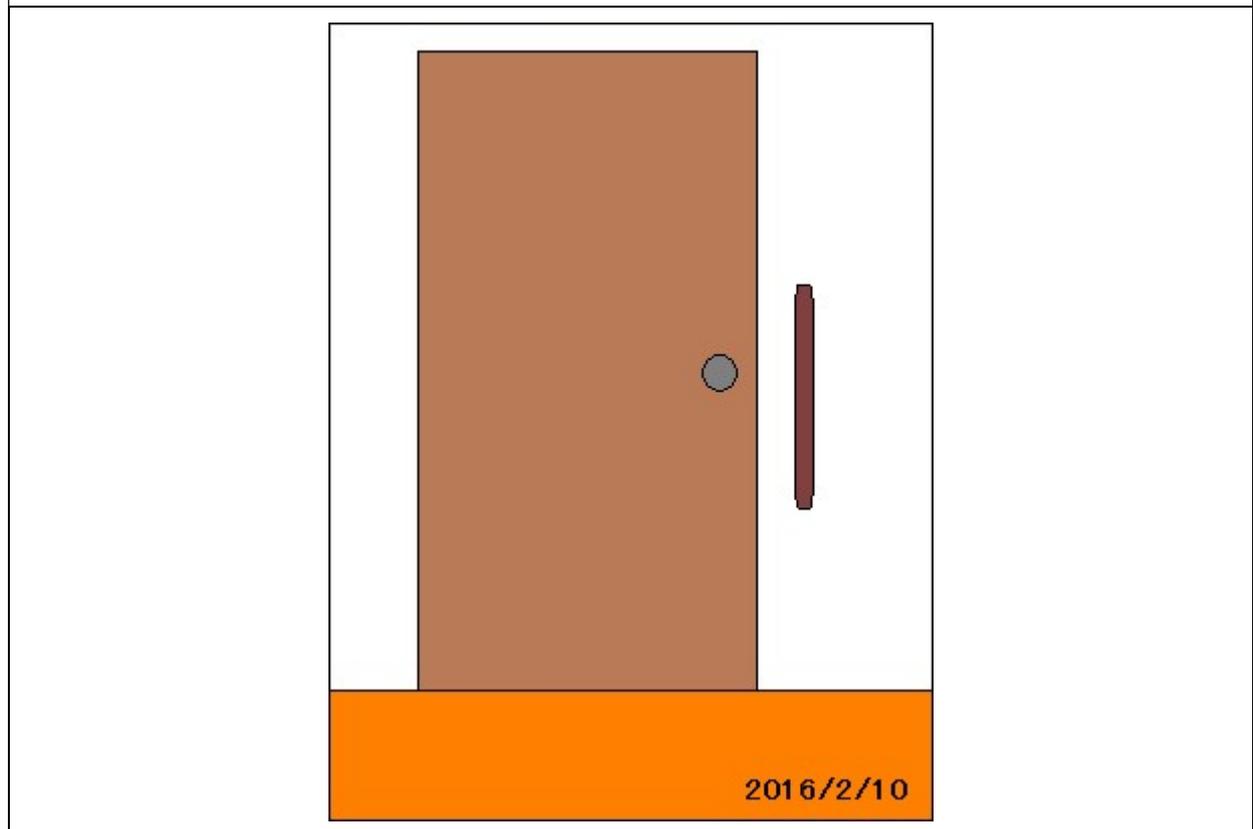
写真例

被保険者氏名	奥州 太郎 様	No. 1
改修の種類	手すりの取付け	改修箇所 トイレ入り口

改修前



改修後



[参考] 高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業費補助金について

この制度は、市内に居住する身体の不自由な高齢者等が、在宅で自立した生活を送れるように、また、介護者の負担が軽減されるように住宅を改善する場合に、その工事にかかる費用の一部を市と県が補助金として援助する制度です。

ただし、この事業は予算に限りがあり、予算の範囲内での補助となるので、必ずしも利用できるとは限りません。

(1) 補助対象者

対象者は、介護保険により要支援又は要介護の認定を受けている方又は身体障害者手帳の交付を受けていて、その障がいの級別が1級から3級までの方（3級の場合は下肢・体幹機能障がいの方が対象）です。

※ 市内に住所があり、その住所地において在宅で生活している方のみ対象となります。

介護保険施設に入所中の方や入院中の方は、原則補助の対象となりません。また、病院や施設等からの一時帰宅のための改修も対象となりません。

※ 補助対象者及びその世帯において所得の制限があり、一定以上の所得の世帯は、補助の対象となりません。目安の所得額は、扶養親族がいない場合で、補助対象者の所得額が約390万円、世帯員の所得額が約660万円です。（扶養親族の人数や種類等により異なる。）

※ 平成14年度以降に新築した住宅、今までにこの事業の補助を受けている住宅、賃貸住宅の改修は、原則補助の対象となりません。

※ 市の補助決定前に工事に着手した場合は、補助の対象となりません。

(2) 補助対象工事

補助対象となる工事は、トイレ・浴室等の改善、段差の解消、手すり・階段昇降機等の設置等で、要介護者等の日常生活動作又は介護動作に合わせて行われる住宅改善です。

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給対象となる改修の種類は補助対象となりますし、階段昇降機等の設置も補助対象となります。

【ユニットバスの取付け工事（浴室の改善）について】

この事業におけるユニットバス取付け工事の補助対象額は、取付け工事費の2分の1とします。ただし、浴槽や床等の部材ごとの価格や設置費、解体か所ごとの解体処理費用が算出されている場合は、その額を補助対象額とすることがあります。

※ユニットバス取付け工事費の中に含めることができるもの

- ・ユニットバス本体（基本セット）価格（オプションやボイラー部分は除く。）
- ・ユニットバス設置（組付）費
- ・既存の浴室の解体費用、処理費用

(3) 補助金額

補助対象となる工事費（限度額80万円）から20万円に世帯内の要介護者・要支援者の人数を乗じた金額と205,715円に世帯内の身体障がい者の人数乗じた金額の合計額を控除した額の3分の2に相当する額（1,000円未満切り捨て）です。

計算式：[補助対象工事費－{(20万円×要介護者と要支援者の人数)＋(205,715円×身体障がい者の人数)}] × 2/3＝補助金額(1,000円未満切り捨て)

例1：補助対象工事額80万円で世帯内に要介護者が1人いる場合

{80万円－(20万円×要介護者1人)} × 2/3＝40万円

例2：補助対象工事額60万円で世帯内に要支援者が1人と障がい者が1人いる場合

[60万円－{(20万円×要支援者1人)＋(205,715円×障がい者1人)}] × 2/3
＝12万9千円

※ 世帯内に要介護者(要支援者)がいる場合に補助対象工事費から控除する額は、介護保険の住宅改修費の支給限度基準額です。支給限度基準額の残額ではありません。

(4) 利用の流れ

①相談

利用希望者が担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)に相談します。

ケアマネジャーが「住宅改善カルテ(理由書)」を作成します。

②工事内容・業者の選定と書類の整備

利用者の身体状況や介護状況により必要な改修工事を決めて、工事業業者を選定します。また、補助金交付申請に必要な書類を整えます。

※複数の業者から見積りをもらい、比較することをお勧めします。

③補助金交付申請

次の書類を揃えて、市に申請を行います。

介護保険住宅改修費支給と併用する場合は、事前申請と同時に行います。

ア 住宅改善カルテ(理由書)

イ 補助金交付申請書

ウ 工事前・工事後予定の平面図等

エ 工事の見積書(工事費内訳書)

オ (ユニットバス・トイレ便器等の)カタログの写し(定価が記載されているもの)

カ 改修箇所の現況の写真(撮影年月日が付記されていること)

キ 所得課税証明書(同一世帯の方全員分) 発行手数料は1通につき300円

ク 賃貸住宅の入居者が行う工事の場合は、家主の承諾書

④事前現地確認

申請後、市の担当者が改修予定の住宅に現地確認に伺います。

⑤補助金交付決定

現地確認から1週間程度で、申請者に補助金交付決定通知書を送付します。

⑥工事着工

補助金交付決定通知書が届いてからの工事着工となります。

注：工事内容を変更する場合は、変更前に必ず市担当者に相談してください。事業変更の申請が必要です。相談なく工事内容を変更した場合、補助金の交付ができなくなることがあります。

⑦工事完了・工事代金の支払い

工事完了後、工事施工業者に工事代金を支払います。

⑧完了報告・補助金交付請求

次の書類を揃えて、市に完了報告と補助金の請求をします。

介護保険住宅改修費支給と併用する場合は、事後申請と同時に行います。

ア 補助金交付請求書

イ 事業完了報告書

ウ 改修箇所の完成写真（撮影年月日が付記されていること）

エ 領収証の写し及び工事費内訳書（請求書等）

⑨完了確認

完了報告後に、市の担当者が改修後の住宅に現地確認に伺います。

⑩補助金支払い

完了確認で適正な改修が行われたと認められれば、2週間程度で指定された口座に補助金が振り込まれます。

お問い合わせ・申請先

水沢地域の住宅

本庁長寿社会課介護給付係（0197-34-2197）

江刺地域の住宅

江刺総合支所 健康福祉グループ（0197-34-2522）

前沢地域の住宅

前沢総合支所 市民福祉グループ（0197-34-0274）

胆沢地域の住宅

胆沢総合支所 健康福祉グループ（0197-46-2977）健康増進プラザ悠悠館内

衣川地域の住宅

衣川総合支所 市民福祉グループ（0197-34-2369）衣川保健福祉センター内